

奈良県告示第二百五十六号

淀川水系に係る指定区間の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第五十六条第一項の規定により、次の土地を河川予定地として指定する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部河川課及び奈良県宇陀土木事務所において縦覧に供する。

平成二十九年十二月五日

奈良県知事 荒井正吾

次の河川に係る土地のうち別紙図面に河川予定地として表示したもの

町並川のうち宇陀市榛原萩原元萩原七九五番二の部分